料金等定義書
（一般料金）

２０２６年4月1日

館林瓦斯株式会社

１．適用

この料金等定義書は、当社のガス小売供給約款に基づきガス小売供給契約が成立している需要場所に適用いたします。

２．料金等定義書の変更

当社は、この料金等定義書を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は、変更後の料金等定義書によるものといたします。

３．用語の定義

（１）「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（２）「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この料金等定義書においては１０％といたします。

４．適用条件

本料金等定義書は、ガス小売供給契約が成立している需要場所に適用いたします。

５．適用の開始

本料金等定義書の適用は、ガス小売供給契約の成立日から開始いたします。

６．使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内にガス小売供給契約が終了した場合には、当該月の検針日および契約終了日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

７．料金

（１）当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して２５日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を３パーセント割増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。

なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

（２）指定の口座から自動振替が行われなかった場合は、当社の定める方法により支払っていただきます。なお、早収期間を経過して支払われた場合には、遅収料金を適用いたします。

（３）当社は、別表２の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

８．単位料金の調整

（１）当社は、毎月、（２）②により算定した平均原料価格が（２）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表２の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表１（３）のとおりといたします。

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（１立方メートルあたり）
＝基準単位料金＋０．０７８円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（１立方メートルあたり）
＝基準単位料金－０．０７８円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

（備　考）
上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は、切り捨てます。

（２）（１）の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①　基準平均原料価格（トンあたり）
８２，７１０円

②　平均原料価格（トンあたり）
別表１（３）に定められた各３か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し、１０円単位といたします。）およびトンあたりＬＰＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し、１０円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算定式）
平均原料価格
＝トンあたりＬＮＧ平均価格×０．９３３０
＋トンあたりＬＰＧ平均価格×０．０７３１

（備　考）
トンあたりＬＮＧ平均価格およびトンあたりＬＰＧ平均価格は、当社窓口に掲示いたします。

③　原料価格変動額
次の算定式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算定式）
イ．平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ．平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

９．その他
本料金等定義書に定めのない事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

附　則
（実施期日）
本料金等定義書は、２０２６年４月１日から実施いたします。

（別表）適用する料金表

１．適用区分

料金表Ａ　使用量が０立方メートルから２０立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ　使用量が２０立方メートルを超え、８１立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ　使用量が８１立方メートルを超え、２０４立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｄ　使用量が２０４立方メートルを超え、５１１立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｅ　使用量が５１１立方メートルを超える場合に適用いたします。

２．料金及び消費税等相当額の算定方法

（１）早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は２３の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（２）調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

（３）早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（１＋消費税率）

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（１＋消費税率）

3．料金表Ａ（消費税等棟総額を含みます。）

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	９９５．５０円

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	１９７．９５円

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金をもとに２３の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4．料金表Ｂ（消費税等相当額を含みます。）

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	１，１２７．５０円

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	１９１．３５円

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金をもとに２３の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5．料金表Ｃ（消費税等相当額を含みます。）

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	１，５３１．２０円

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	１８６．３６円

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金をもとに２３の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6．料金表Ｄ（消費税等相当額を含みます。）

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	２，５２０．１０円

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	１８１．５１円

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金をもとに２３の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

7．料金表Ｅ（消費税等相当額を含みます。）

（1）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	５，３９２．２０円

（2）基準単位料金

１立方メートルにつき	１７５．８９円

（3）調整単位料金

（2）の各基準単位料金をもとに２３の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。